

## 船舶事故調査報告書

令和3年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（岩場）
発生日時	令和2年6月24日 23時25分ごろ
発生場所	山口県長門市竹の子岩 今岬灯台から真方位062° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 26.0′ 東経131° 10.1′）
事故の概要	漁船大嶋丸は、南南西進中、竹の子岩と衝突した。 大嶋丸は、船首船底部に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和2年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大嶋丸、2.95トン YG3-41645（漁船登録番号）、個人所有 10.47m（Lr）×1.92m×0.67m、FRP ディーゼル機関、169kW、昭和52年7月18日 第291-35779号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月3日 免許証交付日 令和2年1月27日 （令和7年2月19日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首船底に亀裂及び擦過傷、スパンカー用マスト折損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 東流 約 0.5～1.0ノット（kn）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣り漁の目的で、令和2年6月24日17時00分ごろ長門市青海島山見鼻北方沖の漁場に向けて同市仙崎港を出港した。 本船は、青海島西岸沖を北進し、青海島北西端沖で竹の子岩を右舷側に見て約30m離し右転して東進し、漁場に着了後に漁を開始したものの、あまり釣れなかったため、同漁場の北方沖に移動して漁を

	<p>続けた。</p> <p>船長は、雨、風が強くなってきたので早めに帰港することとし、500mレンジに設定したレーダー及び縦方向約5Mに設定したGPSプロッターを作動させ、23時00分ごろ漁場を出発し、約7～8knの対地速力で手動操舵によって西南西進した。</p> <p>船長は、青海島北西端北東方沖にいか釣り漁船の明かりを認め、同漁船の北方を迂回した後、周囲が暗くて島影が見えなかったので、GPSプロッターの画面上に残った往路の航跡と同じ経路で帰航しようと、同プロッターの画面を見ながら同航跡の‘青海島北西端北北西方沖の変針地点’（以下「本件変針地点」という。）に向けて南南西進した。</p> <p>船長は、時折東に流れる潮流に対して当て舵を取っていたが、眼鏡の曇りがひどくなってきたので、曇りを拭き取ろうと下を向いて眼鏡を拭いていたところ、23時25分ごろ突然ドーンという音と共に衝撃を受け、本船が何かに衝突したと思い、すぐに機関を後進に掛けて衝突場所を離れた。</p> <p>船長は、衝突した場所がGPSプロッターの画面上の本件変針地点付近であったので竹の子岩に衝突したことに気付き、損傷及び浸水の有無を確認し、船首部等に損傷があったものの浸水もなく航行可能であり、海上保安庁に118番でその旨を通報した後、自力で帰港した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の状況、写真2 本船の損傷状況（船首側）、写真3 本船の損傷状況（船尾側）参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故時、GPSプロッターの画面上に残った往路の航跡に本船を乗せようとレーダーを見ずに同プロッターだけを見ていた。</p> <p>船長は、眼鏡の曇りを拭き取ろうとして下を向いて眼鏡を拭いていた間に、本船が東に流れる潮流によって圧流されて竹の子岩に衝突したと、本事故後に思った。</p> <p>本船のGPSプロッターは、縦方向約5Mに設定した状態では竹の子岩が表示されないが、拡大すれば同岩が表示されるようになっていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、青海島北西端北北西方沖において、青島及び竹の子岩が見えず、東に流れる潮流のある状況で、竹の子岩が表示されていないGPSプロッターの画面上に残った往路の航跡の本件変針地点に向けて南南西進中、船長が、眼鏡の曇りを拭き取ろうと下を向いて眼鏡を拭</p>

	<p>いていたことから、潮流によって本件変針地点より東方に圧流されていることに気付かず、竹の子岩に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、夜間、青海島北西端北北西方沖において、青島及び竹の子岩が見えず、東に流れる潮流のある状況で、竹の子岩が表示されていないGPSプロッターの画面上に残った往路の航跡の本件変針地点に向けて南南西進中、船長が、眼鏡の曇りを拭き取ろうと下を向いて眼鏡を拭いていたため、潮流によって本件変針地点より東方に圧流されていることに気付かず、竹の子岩に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩礁等の存在する海域を夜間に航行する際には、レーダー及びGPSプロッターを岩礁等が確認できるような画面に設定にするとともに、常に適切な見張りを行い、岩礁等から十分な距離を取って航行すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

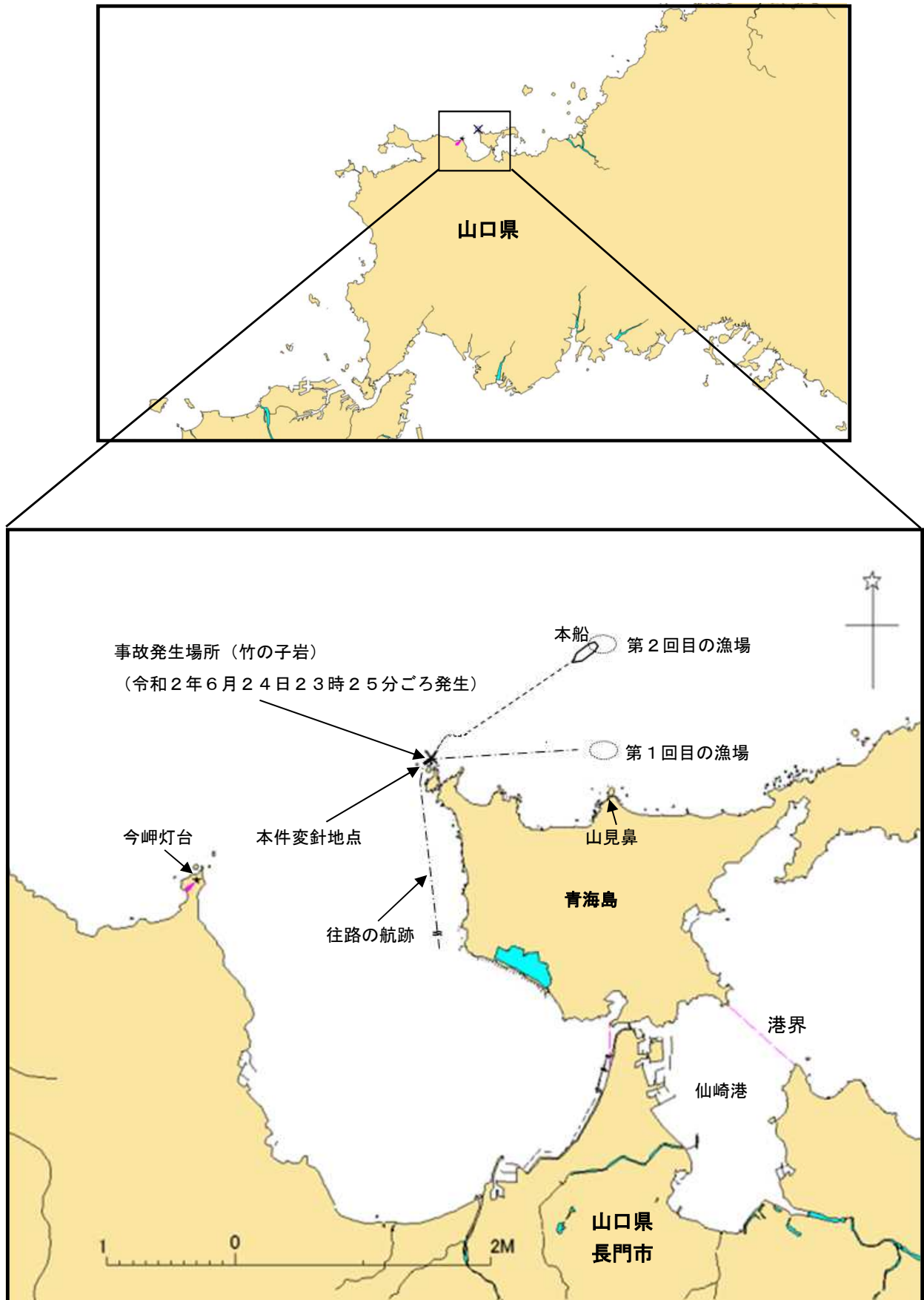


写真1 本船の状況



写真2 本船の損傷状況（船首側）



写真3 本船の損傷状況（船尾側）



折損したスパンカー用マスト

スパンカー